

第34回

2・11 思想と信教の自由を守る

静岡県西部集会

日時：2014年2月11日（火）午後2時～4時 主催；同実行委員会

会場：浜松市地域情報センター（浜松市東田町122） 呼びかけ人；埋田昇二・小林 眞・齋藤 修

【川順序】 受付：午後1時30分

予定時刻

司会・進行；水戸 潔氏

1. 開 会 2：00

2. 代表挨拶・経過報告（呼びかけ人・打合せ12月、実行委員会1月21日） 埋田 昇二氏

3. 講 演 2：15～3：30

「今、改めて靖国を問う

…安倍首相の靖国神社参拝を巡って」

講師：小林 眞 氏 （遠州教会牧師）

4. 質疑・協議

5. カンパ要請

6. 決議文採択 岡田 憲八氏

7. 閉会挨拶 齋藤 修氏

閉会 4：00

【本日の確認事項】 …1月21日・実行委員会で確認(昨年の確認事項に⑦を追加)

- ①靖国神社公式参拝・新靖国神社法案反対
- ②国民主権を堅持し、天皇の元首化・神格化に反対
- ③「君が代」「日の丸」「元号」の押しつけに反対
- ④憲法改悪阻止・新教育基本法反対・憲法第9条の厳守
- ⑤自衛隊浜松基地拡大強化反対・撤去
- ⑥日米軍事共同作戦・自衛隊の海外派兵反対・有事立派反対
- ⑦特定秘密保護法廃止

〔講演レジメ〕

第34回 2. 1.1 思想と信教の自由を守る静岡県西部集会

2014年2月11日(火)午後2時～4時 於：浜松市地域情報センター

「今、改めて靖国を問う・・・安倍首相の靖国参拝を巡って」 小林 眞（遠州教会牧師）

【序】

- ・戦争反対への最初の記憶・・・7～9歳頃；魚の行商人夫婦
- ・国家と宗教の自覚・・・幼少の頃（キリシタン禁制高札 1711 年）、（神）学生時代など
- ・歴史の専門家でなく、かつて国家に迎合した（せざるを得なかった）キリスト教会の歴史を反省し、過ちを繰り返さないために→信仰と憲法

【I】建国記念の日（旧紀元節）」 制定

＊ 1871 (M・4) 年 「郷社定則 （在郷の神社。各戸籍区毎に、一つの郷社を置く。原点は伊勢神宮）（仏教→神道）

＊ 1873 (M・6) 年 旧「紀元節制定

・日本書紀が伝える[神武天皇の即位日]で、その子孫(天皇)による統治は永遠であるとした天皇制の原点で、紀元前 660 年 2 月 11 日を「紀元節」と定めた(文部省天文局が太陽暦換算→16年後に大日本帝国憲法発布日)。定めた後、宮中で最初の祭儀。

→しかし紀元前 660 年頃の日本とは、縄文時代で、文字や暦は勿論のこと、階級もなく、ましてや天皇もいない時で、天皇制は、架空からの出発。

→国の出発を「建国神話」から定めたのは、日本、韓国くらい。他は、独立記念日・革命記念日・解放記念日・憲法記念日など。

・紀元節には各地で神武天皇陵の遙拝式を行い、唱歌「紀元節…雲にそびゆる」が発表され(1888 年)、1889 (M・22) 年には、大日本帝国憲法が発布され、た。

＊ 1891 (M・24) 年 御真影への敬礼、教育勅語朗読の儀式を定めた。

＊ 1914 (T・3) 年 全国の神社で「紀元節祭」が行われ、以後、各団体でも実施。

＊ 1945 (S・20) 年 敗戦後の 12 月「神道指令」により、国家と神道を分離。

＊ 1947 (S・22) 年の片山内閣の時、新憲法に相応しい祝日法案に、旧・紀元節が「建国の日」として盛り込まれたが、GHQ により削除。その後、日本の主権を回復した 1952 (S・27) 年から「建国記念日」復活運動が始まる。

＊ 1958 (S・33) 年 国会に議案提出されるが、反対議論強し。

＊ 1966 (S・41) 年 政令として制定され、1967 年より「建国記念の日」として実施され（祝日としては復活したが、宮中祭祀としては外されている。神社本庁は、宮中での復活を願っているが拒否。三笠宮？）現在に至る。

→「建国記念の日」制定に、一番の反対は戦中に弾圧を受けたキリスト教会！

【Ⅱ】「靖国神社」の名称の由来・歴史・実態など→開花宣言場所

→出典：古代中国「春秋左氏伝」より「吾は以て国を靖んずるなり」から。

- 1869(M・2)年 明治天皇が、戊辰戦争（明治維新内戦）で、国を護るために亡くなった人の鎮魂を行うために「東京招魂社」を創建(大村益次郎発案)。
- 1879(M・12)年 「靖国神社」と改名。以後[別格官幣社]として、国(正確には陸・海軍省)の手厚い保護を受ける。各宗教は内務省管轄であったが、靖国神社は、陸・海軍省の共同管理。
- 1882(M・15)年 遊就館…幕末維新の官軍戦死者ゆかりの品展示目的…開館。関東大震災で損壊後再建。
- 19 肘(S・16)年 太平洋戦争開始と共に、戦友と別れる時に「靖国で会おう」との誓いの合言葉で出征。
- 1945(S・20)作 神道指令(国家と神道分離)・宗教法人令により、一宗教法人として再出発。
遊就館も廃止
- 19 肘(S・36)年 靖国会館の一部を、宝物遺品館として再開
- 1965(S・40)年 鎮霊社建立(現在は、柵に施錠され自由には参拝できず。 2014・2・7 確認・小林)
- 1969(S・44)年 靖国神社国家護持法案、両会に提出(6月)
- 1974(S・49)年 同上法案、審議未了廃案(6月)
- 1978(S・53)年 A級戦犯を合祀。この合祀以後、昭和天皇も参拝せず(富田・ト部メモ)。
→A級戦犯：平和に対する罪。 B級：通例の戦争犯罪 C級：人道に対する犯罪
→この頃まで、中国は天皇加靖国参拝しても批判せず→分祀論
- 1979(S・54)年 元号法制化公布
- 1985(S・60)年 遊就館再開。この年、中国が初めて公式に靖国参拝を批判。
- 1999(H・U)年 国旗国歌法成立…1条国旗は日章旗とする。2条国歌は君が代とする→現場教師の苦しみ。
- 2002(H・14)年 現・遊就館再公開；誰が見ても戦争讃美、英霊讃美記念館！

※靖国神社の実態

- ・国家(天皇)のために一命を擲った(国内の戦乱…安政の大獄犠牲者をはじめとする国事…に倒れた人々、さらに西南の役・日清戦争・第1次、第2次世界大戦他)軍人・軍属が神(命＝みこと)として約246万人余が合祀)
- ・合祀の決定判断は国(戦中は陸・海軍審査委員会)→戦後も継続(厚生省：遺族援護局が名簿を渡す)
- ・中には、東京(極東国際軍事)裁判でA級戦犯(同神社は、戦犯を「昭和の殉教者」と呼ぶ)と断罪された者もあり(1978年；刑死も公務死)、朝鮮・台湾出身の軍人(当時は日本人、)が約5万人(合祀取り下げ訴訟…少数だが、日本人も交渉するも拒否)。
- ・原爆や空襲による民間犠牲者は合祀対象外。ただ同神社内「鎮霊社」で、世界中の全ての戦死者を祀ると言うが、実は<祠>にすぎず、言い訳だけのものとして建立。

★中国・程永華^{ていえいか}中日大使の寄稿文(2013年12月30日毎日新聞・別紙)この文を読めば靖国問題の多くが分かる！

【Ⅲ】靖国神社の役目・働き

①戦前・戦中の靖国神社は？

- ・天皇への忠義のもと、「靖国で会おう」との誓いの合言葉で戦地へ赴き戦死し、「靖国の英霊」になることが、日本人最大の美德と宣伝。侵略戦争に動員する精神的支柱の役割を担い、果たしできた。

②戦後の靖国神社を巡る動き

- GHQ は、靖国神社そのものを撤廃しようとしたが、様々な力が働き、単独の一宗教法人として存続。しかし天皇を中心としようとする独特の力を失わず、あの侵略戦争を＜聖戦＞と美化・肯定し、さらには〔国家護持〕や、天皇・首相による公式参拝への運動を続けている。

【Ⅳ】靖国神社を巡る問題

【Ⅲ】の②から生じる問題…特に（安倍）首相の参拝…を巡って

- ※歴代首相の参拝：初代・伊藤博文首相以後、57名の内、14人が参拝。戦後初の東久言宮首相が最初の参拝（戦前はナシ!）。戦後、28人中14名の首相合計67回参拝。8月15日の参拝は8回。A級戦犯が合祀された1979年以後は、5人の首相合計29回参拝（田中5、三木3、福田4、大平3、鈴木9、中曽根10、橋本1、小泉6、安倍1）

- ※安倍首相：第一次内閣では参拝せず。それを〔痛恨の極み〕と述べたが、昨年末に多くの反対を押し切って参拝。

10/3 ケリー国務長官・ヘーゲル国務長官訪日。千鳥ヶ淵で花輪を捧げ追悼（安倍首相を牽制）

12/?米副大統領が「靖国神社参拝をするな!」と進言。

12/26 安倍首相 靖国神社参拝強行→米政府「失望している」他、中国・韓国
などが強い批判

＜靖国参拝＞への批判理由

①信教の自由に関する問題

- ・憲法20条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する（信じない自由も）」

②政教分離原則から

- ・首相・大臣・国会議員の靖国公式参拝；三本首相（公用車を使用せず、私人として参拝、89条）、安倍首相の非常識行動。

②戦争讃美・軍国主義肯定（歴史観）→A級戦犯合祀（1978年）。以後、天皇の参拝無し。

- ・遊就館等：侵略戦争の反省全くナシ
- ・参拝は、極東国際軍事裁判の否定（A級戦犯合祀）→民主・前原氏は分祀

③天皇（皇室）との関係

- ・明治天皇; 7回、大正天皇; 2回、昭和天皇; 28回、現天皇; 0（皇太子時代に5回）
- ・現在も、春・秋の例大祭に「勅使」を派遣。

[V] まとめ

- ・国としての「戦争の総決算ナシ」。
- ・戦前の基準で生きる（純粋に考える）方々をどう捉え、話しあえるか？
- ・憲法の教科書も2年間で、「偏向教科書」として回収。
- ・憲法上「(宗法…の存在)」の反対は不可だが、ある限り、この問題は消えず！

(2013.12.30 毎日新聞)

「不戦の誓い」場所が違う



安倍首相の靖国神社参拝について、中国の程永華駐日大使が毎日新聞に寄稿し、「不戦の誓い」をする場を間違えていると厳しく批判した。

日本を代表する政府の指導者が第二次世界大戦のA級戦犯も合祀されている靖国神社を参拝することは、日本政府の過去の戦争に対する認識と姿勢、戦後の中日関係の回復と発展の政治基盤、広範な被害国人民の感情にかかわるものであり、日本の進む方向にかかわるものである。これ自体が政治、外交問題だ。

い、日本人もその害を深く受け、あの戦争の責任は一握りの軍国主義者が負うべきだと考えている。ポツダム宣言と極東軍事法廷の裁判を受け入れたことが日本の戦後の再生の前提であり、日本政府は約束を守り、侵略戦争の性格とA級戦犯の戦争責任問題に対する明確な責任ある姿勢をとるべきだ。我々は一般市民が自らの親族を中傷することには異議はないが、日本の指導者の参拝は侵略戦争の性格と責任に対する認識にかかわるもので、中国は絶対に受け入れることはできない。

日本に自らの死生観、宗教観があるのはいいが、それを日本の指導者がA級戦犯を含むい「英霊」を参拝する理由にするとはできない。A級戦犯も死ねば、尊厳に値する「英霊」になるというのだろうか。生前の犯罪行為と戦争責任は帳消しになるのだろうか。人はみな最低限の善悪、是非の観念があり、これは宗教、文化とは関係がない。我々はドイツの政

程永華・駐日中国大使が寄稿

治家が自らの死生観、宗教観を理由に、ヒトラーをはじめとする戦争狂が死をもって罪をあがなったからと墓を建て、参拝したという話を聞いたことがない。

安倍首相は参拝後の談話で、過去への反省の上に立って「不戦の誓い」を堅持していく決意を新たに述べた。しかし、靖国神社での「不戦の誓い」というのは場所を間違えており、世界の良識ある人に強い反感と疑念を抱かせた。靖国神社は戦前、日本軍国主義の対外侵略の精神的な支柱であり、現在もA級戦犯をまつているだけではなく、侵略戦争を躍起になって美化し、歪曲し、現在の国際世論とは全く相いれない間違った歴史観を宣揚している。その中の「遊就館」は典型だ。日本の指導者がこうした場所での「英霊」を参拝し、侵略戦争を奨励した当時の元凶に対し「平和」「不戦」を言っても、被害国の人民は受け入れられないし、国際社会も信じないだろう。これは平和に対する真意と云わざるを得ない。

また、安倍首相は中国、韓国の人々の気持ちを傷つけるつもりはないと強調し、敬意を持って友好関係を築いていきたいと願い、中国の指導者に直接説明する機会を得ることを希望した。だが、侵略戦争を美化する靖国神社を参拝したことで、国際社会と中国の民衆が見たものは当時の加害者に対する「敬意」と「尊崇」であり、想起したものは日本軍国主義が発動した侵略戦争によって中国人民とアジアの隣国にもたらされた莫大な災難だ。歴史をかみとしなければ未来を志向できず、中日関係も正しい発展の方向を堅持することはできない。

日本の指導者が靖国神社を参拝することは侵略戦争に対する日本政府の認識と中日関係の政治基盤、また日本とアジアの隣国、国際社会の関係の政治基盤にかかわるもので、日本の内政若しくは一個人の問題では決してない。我々は日本の為政者が問題の本質を認識したうえで、日本国内の平和勢力の声を一層耳を傾け、アジアの隣国と国際社会の正義の声を重視し、歴史の教訓を深くみ取り、平和的發展を真に堅持し、隣国と真に平和共存することを希望する。

決議文

安倍晋三首相は、第九〇代首相時に靖国神社に参拝できなかったのは「痛恨のきわみ」と述べていましたが、第九六代首相就任一年目を期した二〇二二年十二月二十六日、モーニング姿で靖国神社を公式参拝しました。

靖国神社は、日本の侵略戦争を「自存自衛」「アジア解放」の戦争だったと

正当化し、国民を戦争に駆り立てる精神的支柱の役割を果たしてきました。

戦後も、旧日本軍兵士の武勲をほめたたえる「英霊の顕彰」を目的にすえ、1978年には東京裁判で「平和に対する罪」で裁かれた東条英機元首相ら

A級戦犯人を合祀しました

その神社に、閣僚が参拝するということは、政府として侵略戦争を正当化する立場に立っていることを内外に示すものです。その侵略戦争で被害を受けた国が抗議しているとき、それを「脅かし」などということ自体が過去の侵略戦争にまったく反省がないことを示すものです。

中国政府、韓国政府からの厳しい批判はもとより、同盟脱の米国政府も「失望した」という強い言葉で批判したのは異例のことです。さらに批判の声は国連事務総長、欧州連合、ロシア政府、シンガポール政府にも広がりました。このような批判・抗議に対して「どんな脅かしにも屈しない」などと開き直り、それ自体新たな外交問題になっています。

このような行動を続けるならば、日本はどの脱からもともに相手にされない国となるでしょう。

一昨年の衆議院選挙で自民・公明と党で三分の二以上の議席を占めるに至りました。以来、集団的自衛権の容認、憲法改悪の動きの加速化、原発の再稼働、沖縄新基地建設の強圧など安倍内閣の暴走が続いています。そして昨年十二月、国民多数の反対の声を踏みつけにして秘密保護法を強行採決しました。しかし、おおくの人々がこの企ての真の目的が「戦争できる国づくり」にあることを見抜きはじめています。私たちは、今年も憲法九条を守り、「戦争できる国づくり」を断じて許さない決意を込めて、日本国民の理性と良識を總結集して国民共同を大きく発展するすることをここに誓うものです。

二〇一四年二月十一日